



皆野町けんこう大使  
み～な

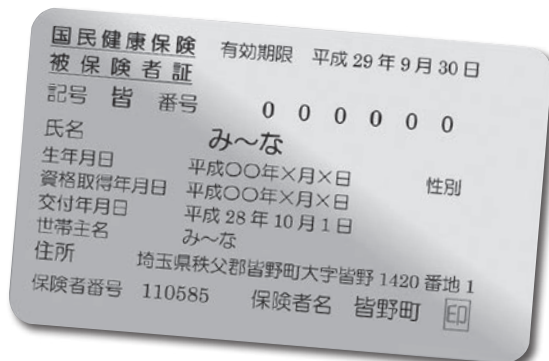
# 国保からの お知らせ

## ■ 保険証の一斉更新について ■

お手持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は平成28年9月30日です。新しい保険者証を9月中旬に特定記録郵便で発送します。

9月中に届かない場合は町民生活課までご連絡ください。

期限切れの被保険者証は原則お返しく下さい。



## ■ 国保税を滞納すると、次のような措置が取られます ■

### ①督促・催告・延滞金の徴収

納期限を過ぎると督促や催告が行われ、延滞金を徴収されます。

### ②短期被保険者証の交付

有効期限の短い保険証が交付されます。(有効期限は3か月・6か月などです。)

有効期限ごとに更新手続きが必要です。この場合、納税相談を受けなければなりません。

### ③資格証明書の交付

相当期間滞納し、納税相談などに応じない場合交付されます。

資格証明書は、医療の負担割合は10割です。その後の手続きで、保険負担分は払い戻されますが、滞納している税に充てられます。

こうした事態を避けるためにも、**納税が困難な場合、まずは納付相談を受けましょう！**

### ④高額療養費など保険給付の差し止め

高額療養費の現物給付(限度額適用認定)を受けることができません。(高額となる医療費を全額支払うこととなります。)

保険給付がある場合、個人に払い戻される額から滞納分が差し引かれます。

### ⑤特別な取扱い

○財産・給与などの差し押さえ。

○保健事業や福祉事業などの給付が受けられないなど、厳しい措置がとられることがあります。

## ■ 国保税は世帯主に課税されます ■

保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に1人でも国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

世帯主は忘れずに保険税を納めてください。

問合せ (資格・給付に関する事) 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232  
(国保税に関する事) 税務課 課税担当・収納担当 ☎62-1461